

- この試験案内を最後までよく読んで、受験申請してください。
- 受験申請された方は、試験案内に記載された全ての事項に同意したものとみなします。
- 受付後は内容変更できません。試験手数料もお返しできません。

令和6年度第2回 消防設備士試験 試験案内

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により大分県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

- 1 試験の日時 **令和7年1月13日（月・祝） 午前9時30分集合 午前10時試験開始**
*試験開始前に説明を行いますので、集合時刻までに着席してください。
- 2 受験地・試験会場

受験願書の「受験地」欄には、**赤線枠内の該当する地名**を正確にご記入ください。

受験地	試験会場	所在地
大分市	大分大学 旦野原キャンパス ※アクセスは、9ページ参照のこと	大分市大字旦野原 700
佐伯市	県立佐伯豊南高等学校	佐伯市大字鶴望 2851-1

※試験会場は変更となる場合もありますので、受験票で必ず確認してください。

重要なお知らせ

- この試験案内に係る変更事項及び試験の延期・中止等については、当センターホームページの大分県支部ページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/44oita/>）に掲載しますので、受験の前に必ずご確認ください。
 - 電子申請の利用が拡大されました。（7ページ参照）
- 1 **試験会場内は駐車禁止です。**公共交通機関をご利用ください。（自転車及びバイク可）ただし、送迎車の乗入はできますので、係員の指示に従ってください。
 - 2 会場周辺の店舗等への無断駐車及び送迎車による受験者の乗降や待機は厳禁です。営業妨害等で警察に通報され、法令違反や損害賠償請求が発生しないよう、各人の責任で良識のある行動をしてください。当センターは一切の責任を負いません。
 - 3 試験当日は受験票（10日前頃に郵送・メール送信）に適正な写真（14ページ参照）を貼って持参しないと受験できません。
 - 4 この試験案内は、受験申請から免状交付までの手続等について記載していますので、手続終了まで保管してください。なお、全体の流れについては、16ページをご覧ください。
 - 5 身体の障害等により受験に際して必要な配慮（車椅子、補聴器等の使用など）を希望される場合は、受験申請をする前にご相談ください。なお、内容によっては、御希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
 - 6 当センターホームページに「過去に出題された問題」の一部を掲載しています。

一般財団法人 **消防試験研究センター 大分県支部**

〒870-0034 大分市都町 1-2-19 大分都町第一生命ビルディング 5F
TEL 097-537-0427 / FAX 097-538-2430 <https://www.shoubo-shiken.or.jp>

3 受験願書の受付期間及び受付場所

受験願書の申請方法は、電子申請（インターネットによる受験申請）と書面申請（願書による受験申請）の2通りがあります。具体的な受験手続は、6ページ「10 受験申請に必要な書類及び申請方法」をご覧ください。

申請書	受付期間	問合せ先・受付場所
電子申請	令和6年11月15日(金)午前9時から 令和6年11月26日(火)終日まで ※終日受付 (土曜日午前3時から午前5時を除く。) ※受付最終日の23時59分に申請手続きが完了している受験申請が有効となります。	(一財) 消防試験研究センター電子申請室 電話 0570-07-1000 (有料) 問合せ時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く。)
書面申請	令和6年11月15日(金)午前9時から 令和6年11月26日(火)午後5時まで (土・日・祝日を除く。) *窓口持参・郵送どちらも可 *郵便の場合は、11月26日の消印があるものまで受け付けます。また、受験願書は折り曲げずにそのまま入る封筒をご使用ください。	(一財) 消防試験研究センター大分県支部 〒870-0034 大分市都町1丁目2-19 大分都町第一生命ビルディング5階 電話 097-537-0427 FAX 097-538-2430

※受験願書が受理されているかどうかの問い合わせには応じることができません。
郵送の場合、できるだけ、ご自身で配達状況を確認できる方法で送付してください。

4 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士（工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができる。）
- (2) 乙種消防設備士（工事整備対象設備等の整備及び点検ができる。）

試験の種類		工事整備対象設備等の種類
甲種	特 類	特殊消防用設備等（従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）
甲種 又は 乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備 パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備 特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種 のみ	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

5 受験資格

(1) 甲種

一定の受験資格が必要です。

受験願書の「甲種受験資格」欄に、該当する経歴や資格等の【 】内の略称を記入してください。

ア 甲種特類

【甲特】 甲種第1類～第3類のうちいずれか一つ、かつ、甲種第4類及び第5類の両方の免状取得者

イ 甲種第1類～第5類

下記の経歴や資格等のいずれかに該当すれば受験できます。

- (ア) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

- ①【大卒】【短大卒】【高専卒】… 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校
- ②【高校卒】【中等教育卒】 …… 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（機械、電気等の科目を8単位以上修得して卒業した者）
- ③【旧大学卒】【旧専卒】【旧中卒】等… 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校
- ④【外国の学校】 …… 外国に所在する学校で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高校に相当するもの
- ⑤【旧大学等卒】 …… 旧台湾教育令、旧朝鮮教育令、旧在閩東州及び満州国帝国臣民教育令若しくは大正10年勅令第328号による大学又は専門学校
- ⑥【旧高師卒】 …… 旧師範教育令による高等師範学校
- ⑦【教員養成所】 …… 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所

(イ) **次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修し、15単位以上修得した者**（単位制でない学校の場合は、授業時間数を換算します。）

- ①【大学等15単位】 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校又は大学院
- ②【専修学校】 …… 学校教育法による専修学校（専門学校）
- ③【各種学校】 …… 学校教育法による各種学校
- ④【大学、短大、高専の専攻科】 学校教育法により大学、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科
- ⑤【防衛大学校】 …… 防衛省設置法による防衛大学校
- ⑥【防衛医科大学校】 防衛省設置法による防衛医科大学校
- ⑦【職業能力開発総合大学校等】 職業能力開発促進法による職業能力開発（総合）大（短）学校
- ⑧【職業能力開発大学校等】 職業能力開発促進法改正前の職業能力開発大（短）学校
- ⑨【職業訓練大学校等】 職業能力開発促進法改正前の職業訓練大（短）学校
- ⑩【前職業訓練大学校等】 職業訓練法改正前の職業訓練大（短）学校
- ⑪【旧職業訓練大学校】 職業訓練法廃止前の職業訓練大学校
- ⑫【中央職業訓練所】 職業訓練法改正前の中央職業訓練所
- ⑬【水産大学校】 …… 独立行政法人水産大学校
- ⑭【海上保安大学校】 国土交通省組織令による海上保安大学校
- ⑮【気象大学校】 …… 国土交通省組織令による気象大学校

(ウ) **次に掲げる実務経験を有する者（基準日は、試験日まで）**

- ①【整備経験2年】 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上工事整備対象設備等の整備（消防法第17条5の規定に基づく政令に定めるものに限る。）の経験を有する者
- ②【工事補助5年】 受験しようとする試験の指定区分に係る工事整備対象設備等の工事（消火器具、動力消防ポンプ、非常警報器具、誘導標識等の設置を除く。）の補助者として、5年以上の実務経験を有する者
- ③【消防行政3年】 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に関する事務について、3年以上の実務経験を有する者
- ④【省令前3年】 昭和41年4月21日以前において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する者

(エ) **次に掲げる資格、免状等を有する者**

- ①【技術士（〇〇部門）】 技術士法による技術士第2次試験に合格した者
- ②【電気工事士】 電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けている方、又は電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書の所持者で電気工事士免状の交付を受けているとみなされた者（電気工事士の試験に合格しても免状を所持していない者及び認定電気工事従事者は、該当しません。）
- ③【電気主任技術者】 電気事業法による第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方、又は電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされた者

- ④【博(修)士】 理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野において、博士又は修士の学位(外国において授与された学位で、これに相当するものを含む。)を有する者
- ⑤【専検合格者】 専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する合格者
- ⑥【管工事技士】 建設業法施行令による管工事施工管理技士
- ⑦【教員免許状】 教育職員免許法により、高等学校の工業の教科について普通免許状を有する者(旧教員免許令による教員免許状所有者を含む。)
- ⑧【無線従事者】 電波法第41条の規定により、無線従事者の資格の免許を受けている者(アマチュア無線技士は除く。)
- ⑨【建築士】 建築士法による1級建築士又は2級建築士
- ⑩【配管技能士】 職業能力開発促進法(旧職業訓練法)による配管技能士(1級又は2級)
- ⑪【ガス主任技術者】 ガス事業法によるガス主任技術者免状の交付を受けている者(第4類の受験に限る。)
- ⑫【給水技術者】 給水装置工事主任技術者又は給水責任技術者等
- ⑬【条例設備士】 東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士
- ⑭【甲種】 他の指定区分の甲種消防設備士免状の交付を受けている者

(2) 乙種

受験資格は必要ありません。

6 試験種類、試験科目、問題数及び試験時間

種別		試験科目	問題数	試験時間
甲種 特類	筆記	消防関係法令	15	2時間45分
		構造・機能及び工事・整備	15	
		火災及び防火に係る知識	15	
		計	45	

種別	試験科目	種別							試験時間			
		一類	二類	三類	四類	五類	六類	七類	区分別	計		
甲種 (特類以外)	筆記	消防関係法令	共通	8	8	8	8	8	—	2時間15分	3時間15分	
			類別	7	7	7	7	7	—			
		基礎的知識	機械	6	6	6	—	10	—			
			電気	4	4	4	10	—	—			
		構造・機能及び工事・整備	機械	10	10	10	—	12	—			
			電気規格	6	6	6	12	—	—			
	計	45	45	45	45	45	—	—				
	実技	鑑別等	5					—	—	15分		
		製図	2					—	—	45分		
	乙種	筆記	消防関係法令	共通	6	6	6	6	6	6		1時間30分
類別				4	4	4	4	4	4	4		
基礎的知識			機械	3	3	3	—	5	5	—		
			電気	2	2	2	5	—	—	5		
構造・機能及び整備			機械	8	8	8	—	9	9	—		
			電気規格	4	4	4	9	—	—	9		
計		30	30	30	30	30	30	30				
実技		鑑別等	5					—	—	15分		

※甲種特類には、実技試験はありません。

7 試験の一部免除（甲種特類の受験者には、適用はありません。）

(1) 一部免除の資格等

消防設備士、電気工事士、電気主任技術者及び技術士等の資格を有する者は、申請により試験の一部が免除になります。この場合の試験時間は、短縮になります。

なお、2つ以上の資格を有する者は、それぞれ資格ごとに申請できます。

ア 消防設備士免状の所有者

前記6の筆記試験のうち、所有する免状の種類及び受験する種類により、次表のように免除になります。

消防設備士資格による科目免除一覧表

		受験する消防設備士試験の種類											
		甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
既に取得している消防設備士の資格種別	甲1		◎	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○
	甲2	◎		◎	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○
	甲3	◎	◎		○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
	甲4	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	◎
	甲5	○	○	○	○		○	○	○	○	○	◎	○
	乙1	※ 乙種消防設備士の資格で、甲種消防設備士試験の科目免除を受けることはできません。						◎	◎	○	○	○	○
	乙2						◎		◎	○	○	○	○
	乙3						◎	◎		○	○	○	○
	乙4						○	○	○		○	○	◎
	乙5						○	○	○	○		◎	○
	乙6						○	○	○	○	◎		○
	乙7						○	○	○	◎	○	○	
	乙7						○	○	○	◎	○	○	○

(表中の記号の凡例)
◎：消防関係法令の共通部分と基礎的知識が免除になります。
○：消防関係法令の共通部分が免除になります。

イ 電気工事士（前記5・(1)・イ・(エ)・②の該当者）

（電気工事士の試験に合格しても免状を所持していない方及び認定電気工事従事者は、免除は受けられません。）

前記6の筆記試験のうち、「消防関係法令」を除き、「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除になります。

さらに、実技試験において、甲種第4類又は乙種第4類を受験する場合は、鑑別等試験の問1が免除になり、乙種第7類の場合は、全問が免除になります。

ウ 電気主任技術者（前記5・(1)・イ・(エ)・③の該当者）

前記6の筆記試験のうち、「消防関係法令」を除き「基礎的知識」及び「構造・機能及び工事・整備」のそれぞれの科目中における「電気に関する部分」が免除になります。

エ 技術士（前記5・(1)・イ・(エ)・①の該当者）

次表に掲げる技術の部門に応じて、試験の指定区分の類について、前記6の筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。

部 門	試験の指定区分	部 門	試験の指定区分
機 械 部 門	第1, 2, 3, 5, 6類	化 学 部 門	第2, 3類
電 気 ・ 電 子 部 門	第4, 7類	衛 生 工 学 部 門	第1類

※上記以外の専門分野の方は試験の一部免除はありませんが、甲種の受験資格はあります。

オ 日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した者
前記6の筆記試験のうち、「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」が免除になります。

カ 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者
乙種第5類、乙種第6類を受験する場合には、実技試験のすべてと前記6の筆記試験のうち「基礎的知識」（機械に関する部分）全問が免除になります。

(2) 一部免除の申請

試験の一部免除資格を有する方は、受験願書の試験の免除欄の「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○印を記入してください。

なお、免除を受けるためには次表のとおり資格を証明する書類が必要です。

該当者	証明書類
(1)アの資格を有する方	消防設備士免状のコピー ※下記(注)
(1)イの資格を有する方	電気工事士免状のコピー
(1)ウの資格を有する方	電気主任技術者免状のコピー
(1)エの資格を有する方	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証のコピー又は技術士登録証のコピー
(1)オの資格を有する方	型式承認試験の実施業務の従事証明書
(1)カの資格を有する方	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育(機関科)修了証のコピー

(注) 電子申請の場合は、消防設備士免状のコピーは不要です。消防設備士免状の免状番号を電子申請入力画面で入力し、科目免除を「受ける」「受けない」を選択してください。

8 試験の方法

(1) 筆記試験

甲種、乙種とも4肢択一式です。

(2) 実技試験(甲種特類にはありません。)

鑑別等、製図とも、写真・イラスト・図面等による記述式です。

9 複数受験

電気工事士免状の所有者で、かつ、試験の一部免除を受ける方に限り、甲種第4類と乙種第7類、又は乙種第4類と乙種第7類を同時に受験することができます。この場合、受験する種類ごとにそれぞれの受験願書を作成し、2種類をクリップでとめて提出してください(ホッチキスは使用しないでください)。これ以外の複数受験(申請)はできません。

10 受験申請に必要な書類及び申請方法

(1) 必要な書類

ア 甲種第1類～甲種第5類の受験者は、受験資格を証明する次のいずれかの書類(コピー可)

- ① 卒業を証明するもの
学校の卒業証明書又は学科名が明記されている卒業証書
- ② 単位取得を証明するもの
学校の単位取得証明書又は授業科目別の履修時間の入った科目履修証明書
- ③ 消防設備士を証明するもの(既に持っている消防設備士免状)
- ④ 実務経験証明書(受験願書B面裏の様式に記入してください。)
- ⑤ その他の資格等
他の国家試験による免許証、免状、合格証明書等

なお、過去にいずれかの支部で甲種の試験を受験したときの受験票若しくは受験票(控)又は試験結果通知書(資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る。)若しくはそれらのコピーを提出することにより、甲種の受験資格の証明書に代えることができます。この場合も、甲種受験資格の欄に「5受験資格」を参照して資格略称を記入してください。

※ただし、「工事補助5年」の受験資格の場合は、添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する
場合に限ります。

イ 試験の一部免除を受ける方は、その資格を証明する書類(前記7(2)参照)(コピー可)

ウ 既得の消防設備士免状のコピー(書面申請の場合のみ)

消防設備士免状の交付を受けている方は、その免状の表と裏の両方。

(2) 申請方法

ア 電子申請の場合 (スマートフォンからも可能。受験票の印刷が必要 (12 参照))

(ア) 申請 (操作) 方法

(一財) 消防試験研究センターのホームページから申請してください。

【試験の電子申請案内 利用者マニュアル】

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/denshi/dl.html>

(イ) 受験資格証明書等の準備

上記 (1) 必要な書類のうち、該当する証明書類を電子ファイル化 (JPEG 形式又は PDF 形式) したものを申請情報入力画面に従ってアップロードしていただきますので、ご準備をお願いします。

証明書類が旧姓で現在の姓と一致しない場合は、新旧の氏名が確認できる書類を証明書類と併せてアップロードしてください。(例：運転免許証 (旧姓記載)、戸籍抄本、住民票等)

電子ファイル化に際しての留意事項
1 電子ファイル化は、 ① デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したもの又はスキャンしたもの ② 証明書類の全体が鮮明に確認できるもの ③ 印影が欠けていないもの としてください。 2 証明書類を撮影する場合は、机等の平らな場所に置いて全体を写し、ピントを合わせて鮮明に撮影してください。 3 原本を確認させていただく場合がありますので、原本は保管しておいてください。 4 アップロードできるファイルサイズは合計 10 メガバイトまでです。 【注意】 ご自身の受験資格の有無は、必ず事前に本試験案内、ホームページでご確認ください。 ご不明な場合は、(一財) 消防試験研究センター大分県支部にお問い合わせください。

(ウ) 注意事項

スマートフォンからも電子申請はできますが、願書情報の入力において、携帯電話会社の提供するメールアドレスやフリーメールアドレスを登録された場合は、携帯電話会社やフリーメール運営会社が行っている迷惑メール対策等により、当センターから送るメールが受信できないことがあります。

詳細は、(一財) 消防試験研究センターホームページ
(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>) をご覧ください。



イ 書面申請の場合

受験する種類ごとに、次の書類が必要です。

(ア) 受験願書

※受験願書記入例 (11 ~ 13 ページ) をよく読んで記入してください。

特に、氏名漢字の書き間違えに注意してください。(例：西と画、吉と吉、高と高)

※受付締切日以降は、受験願書に記載した「試験種類」「受験地」「科目免除」の変更はできません。

(イ) 受験資格証明書

上記 (1) 必要な書類のうち、該当する証明書等 (コピー可)

(ウ) 試験手数料の「振替振込受付証明書 (お客さま用)」の原本

※消防設備士免状の再交付や本籍等の書換えの必要な方は、受験申請前に手続きを済ませてください。

当センターへ提出し、受理された受験申請書類は、一切お返しできません。

11 試験手数料の払込方法

(1) 試験手数料

(消費税非課税)

甲種	6,600 円	乙種	4,400 円
----	---------	----	---------

(2) 電子申請の場合

試験手数料の払込方法は、次の決済方法から選択できます。(払込手数料が必要です。)

ア ペイジー (Pay-easy) 決済 ※情報リンク方式、オンライン方式

イ コンビニエンスストア決済 (セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート)

ウ クレジットカード決済 (VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース)

※ 一般財団法人消防試験研究センターでは、電子申請に係る試験手数料の収納に関して、全て三井住友カード株式会社に業務委託しております。

(3) 書面申請の場合…当センター支部の窓口では、現金の受理はできません。

ア 受験願書と一緒に受領した所定の払込用紙を使って、試験手数料を**郵便局又はゆうちょ銀行の窓口 (ATM 不可) で、11月26日 (火) までに**払い込んでください。(払込手数料が必要です。)

イ 「振替払込受付証明書(お客さま用)」を受験願書 B 面右側の所定の欄にのり付けしてください。(郵便局又はゆうちょ銀行の日附印の無いものは受付できません。)

※払込金額が訂正されたもの、記入されていないもの、収納日附印のないもの、本人控用の「振替払込請求書兼受領書」及び「機械払込ご利用明細票」では、受付できません。

ウ 複数受験の場合は、それぞれの所定の欄に「振替払込受付証明書(お客さま用)」をのり付けしてください。

(4) **一旦払込みされた試験手数料は、お返しできません。**試験日、試験手数料、受付期間等を十分ご確認の上、お申し込みください。

12 受験票及び写真

(1) 受験票の送付方法

ア 電子申請の場合

申請時に入力した電子メールアドレスあてに**受験票がダウンロードできる旨のメールを試験日の10日前頃に送信します。**受験者本人が受験票をダウンロードして印刷し、氏名欄に受験者の氏名をかい書で記入し、下記(2)の写真を貼付して、試験当日必ず持参してください。

イ 書面申請の場合

受験票は、試験日の10日前頃に発送します。氏名欄に受験者の氏名をかい書で記入し、下記(2)の写真を貼付して、試験当日必ず持参してください。なお、4日前(木曜日)の時点で未着の場合は、試験日の3日前(金曜日)までに当センター大分県支部にお問合せください。(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

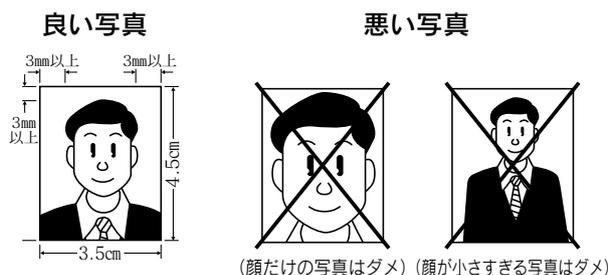
(2) 写真について(電子申請、書面申請共通)

受験日前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)、無背景、上三分身像の縦4.5cm、横3.5cm又はパスポート規格の大きさ、枠無しとし、鮮明なもの(裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。)を1枚準備して、受験票に貼ってください。複数受験者は各受験票に1枚ずつ貼ってください。デジタルカメラで撮影されたものは、写真専用紙で印刷した鮮明なものとしてください。

写真は、受験者本人の確認及び消防設備士免状の作成に使用しますので、試験当日は、適正な写真を貼った受験票を必ず持参してください。

【適正な写真・試験当日の注意事項】

受験票がない場合、受験票に写真を貼っていない場合、又は受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合には、受験できません。



13 合格基準

甲種特類は「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造・機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。甲種（特類以外）及び乙種は、筆記試験において、「消防関係法令」「基礎的知識」「構造・機能及び工事・整備」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。

なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。

また、実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

14 合格発表

- (1) 合格発表は、**令和7年2月14日（金）頃**です。受験者全員に試験結果通知書を発送します。
- (2) 合格者については、当センター大分県支部の掲示板及び大分県庁1階県政展示ホールに合格者の受験番号を公示するほか、発表日の正午から当センターのホームページに合格者の受験番号を掲示します。
※試験結果や試験問題、その解答に関する問合せには、一切応じられません。
- (3) 試験会場内外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、当センターとは一切関係ありませんのでご注意ください。

15 注意事項

- (1) 試験当日は、**適正な写真を貼った受験票（複数受験者は2通必要）、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はBのもの）、消しゴム**を必ず持参してください。
- (2) 佐伯市会場は、**土足厳禁**です。上履（スリッパ等）及び靴入れのビニール袋等を持参し、靴は各自で管理してください。
- (3) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類は必ず電源を切り、カバン等にしまってください（これらの電子機器類を時計として使用することはできません。）。腕時計も同じ。
- (4) **カンニング等により不正行為とみなされた場合、受験は中止、退室となり試験は失格となります。**
- (5) 試験会場等不明な点は、当センター大分県支部へ問合せください。試験会場の大学等には、絶対に問合せしないでください。

〈大分大学アクセス〉

電車：JR豊肥本線（大分駅より約13分）「大分大学前駅」下車徒歩約10分

バス：・トキハ前1番「大南団地（高江ニュータウン）」行き（約40分）「大分大学（正門）」下車
・大分駅府内中央口（北口）3番・4番「戸次、臼杵、佐伯」行き（約40分）「大分大学入口」下車徒歩約10分

【試験に関する緊急情報】

会場や日程を変更する場合には、当県支部からの緊急情報としてホームページに掲載します。特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して試験日時を変更する場合の緊急情報は、試験開始時間の2時間前までに掲載します。

その他、受験票発送期日（電子申請者は受験票印刷のためのメール送信期日）及び合格発表日時についてお知らせしますのでご覧ください。

※（一財）消防試験研究センターのホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp>

— 個人情報の取り扱いについて —

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

(1) 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、顔写真、メールアドレス等です。

(2) 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、試験における座席への氏名表示、免状交付申請書、受験票への表示、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的の達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。

その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

（一財）消防試験研究センター 大分県支部の案内図

〒870-0034 大分市都町1丁目2-19
大分都町第一生命ビルディング5階

電話 097-537-0427

FAX 097-538-2430

※（一財）消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版及び販売は行っていません。

※受験の準備講習会については、（一財）大分県消防設備安全協会（電話 097-537-3125）へお問合せください。

※専用の無料駐車場はございません。お車でお越しの方は、付近の有料駐車場等をご利用くださいますようお願いいたします。



受験願書記入例

- A面及びB面があり、複写式となっています。折ったり、曲げたりしないでください。
- 黒色のボールペンで、かい書で正しく書いてください。
- 書き損じた場合は、横2本線を引いて、そのすぐ上に正しく書いてください。
- 年月日を記入するすべての欄は、1桁の数字の場合、0を前に付けてください。

(A面)

書類等に不備があった場合の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。(携帯電話アドレス可)なお、迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くよう、ドメイン指定受信等の設定(ドメイン名 shoubo-shiken.or.jp)を行ってください。

左づめで、住民票に記載されている氏名をかい書で丁寧に記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。フリガナの濁点、半濁点は1マスとる。

12 消防設備士試験受験願書

設

一般財団法人 消防試験研究センター 受験票 氏名 大分 年 08 月 11 日 生 08 年 01 月 13 日

姓 名 ショウホ:ウ タロウ 消防 太郎

住所 大分県大分市藤町1-2-0 大分郡阿パート6-1-1

郵便番号 870-0034 電話番号 097-537-0427

メールアドレス 〇〇〇-〇〇

試験科目 〇〇市

試験日 〇〇年〇〇月〇〇日

受験料 〇〇〇〇

試験の免除

免状所持の有無について記入してください

免状種別	有効	無効	交付年月日	交付番号	本人の番号	交付番号	コード
甲種	○						
乙種	○						
丙種	○						
丁種	○						
戊種	○						
己種	○						
庚種	○						
辛種	○						
壬種	○						
癸種	○						

所持している免状は必ず記入

住所は現に居住している所を記入すること。
1段目は都道府県、市町村、字名
2段目は「丁目」「番地」等を「-」で略す
3段目はアパート名等

1ページ2の赤線枠の中の受験地を書くこと。
申込が受理されると受験地の変更が出来ませんので、確認し記入すること。

甲種受験者のみ試験案内の「5受験資格」参照

試験案内の「7試験の一部免除」参照
免除の資格を有する方は「受ける」「受けない」のいずれかに○印を記入

消防設備士免状の有無のいずれかに○印を記入

「有」の場合はすべて記入

- 提出する日付を記入
- 外国人の方は「外国籍」と記入
- B面裏の「都道府県等コード」を記入
- 郵便番号と電話番号は正確に記入し、電話番号の局番等のは1マス使用して「-」でつなげること。
- 3か月以内に他県で受験の申請をされる方又は受験した方は、都道府県コード、試験種類、試験日を記入
- 主となるものに○印を記入
- 所持している免状の番号を必ず記入

(B面)

別記様式第1号の6 (第33条の12関係)

消防設備士試験受験願書

A面の複写部分

一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 兼 館長 藤田 大分		申請日	06年11月00日
申請者 氏名	ショウホウ ウ 消防 太郎	姓	太郎
生年月日	大分県 大分市 〇〇市 天・地・年 02年 08月 17日生	本籍	大分
電話番号	870-0034	自宅電話番号 又は携帯電話番号	097-537-0427
住所	大分県大分市部町 1-2-0 大分部町アパート611	郵便番号	(株)〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線 〇〇〇〇

試験日	07年01月13日
試験種別	乙種 第1種
受験地	〇〇市
受験資格	特別 特別以外 〇〇〇〇〇
試験の免除	<input type="checkbox"/> 性別上の差別による試験の免除を 受ける <input type="checkbox"/> 電気工事士免許による試験の免除を 受ける <input type="checkbox"/> 電気工師免許による試験の免除を 受ける <input type="checkbox"/> 消防設備士免許による試験の免除を 受ける <input type="checkbox"/> その他 消防設備士として勤務し、かつ、専科教育の修了を 受ける <input type="checkbox"/> その他 消防設備士として勤務し、かつ、専科教育の修了を 受ける

ここに「振替払込受付証明書」を貼ってください。

振替払込受付金額	¥6,600
振替払込受付口座	00170-3-136220
振替払込受付銀行	大分市部町 1-2-0
振替払込受付支店	消防太郎
振替払込受付電話番号	097-537-0427

受付日 06.11.00

受付時間 〇〇〇〇

受取書に貼ってください

払込金額を記入
(金額の訂正は無効)
甲種 6,600円
乙種 4,400円

振替払込受付証明書をのり付けする。
(必ず所定の払込用紙を使用すること。)
(振替払込請求書兼受領書では無効)

受付同日附印が必ず必要
払込期限は11月26日

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 本館の欄は、本館他の異なる都道府県名を記入すること。ただし、外国籍の者は、「外国籍」と記入すること。
 - 捺印の欄は、記入しないこと。

00 連立 払込取扱票	振替払込請求書兼受取証
001705136220	001705136220
一般財団法人 消防試験研究センター	一般財団法人 消防試験研究センター
〒870-0034 大分県大分市部町1-2-0	〒870-0034 大分県大分市部町1-2-0
電話 097-537-0427	電話 097-537-0427

郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で
払い込み、日附印を押印してもらい
この部分を願書に貼る

②本人保管用 ①受験願書添付用

(B面裏)

甲種の受験資格
又は試験の一部
免除の資格を証
明する書類をて
いねいにのり付
ける。

各種証明書等貼付欄
この部分にのりつけて貼付してください。

証明書は原本、
証書・免状等は
コピー

都道府県等コード表

北海道01	福島07	埼玉県03	山形18	滋賀25	鳥取31	香川県37	徳島43
青森02	茨城08	神奈川県04	茨城29	京都26	島根32	愛媛38	大分44
宮城県05	栃木06	新潟05	岐阜21	大分27	岡山33	高知39	宮崎45
宮城県05	群馬09	富山09	静岡22	兵庫28	広島24	福井40	鹿児島49
秋田03	埼玉11	石川17	愛知23	奈良29	山口35	佐賀41	沖縄47
山形18	千葉12	福井08	三重24	和歌山30	徳島39	長崎42	沖縄49

「実務経験」の
受験資格で甲種
を受験する方
のみ必要

消防士設備等実務経験証明書

氏名	氏名		生年月日	生年月日
職歴内容	1 整備経験 2 工事補助経験 3 その他()			
実務経験 期間	年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日
消防士 設備等の種類	上記のとおり記載の事を証明します。			
署名	署名	署名	署名	署名
署名者 氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
署名者 職名	職名	職名	職名	職名
署名者 電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号

氏名、生年月日を記入

該当する経験内容に○印を記入
※整備経験は、乙種消防設備士免状の交付を受けた
後2年以上消防用設備等の整備の経験を有する方。
※工事補助経験は、消防用設備等の工事の補助者として5年以上の実務経験を有する方。

和暦で記入

整備又は工事の補助をした消防用設備等の種類を記入

会社印 } 両方とも押印すること。
証明者印

取得消防設備士免状（コピー）貼付欄

裏	表
---	---

(B面裏)

- ①消防設備士免状を持っている方は、必ず免状のコピー（表・裏とも）をのり付けしてください。
- ②免状を紛失している方及び本籍・氏名等に変更のある方は、当支部へご連絡ください。

合格後の免状交付申請の手続

1 免状の交付申請

(1) 提出書類

試験に合格された方は、次の書類をそろえて、郵送又は持参により、免状の交付申請をしてください。
免状への旧姓の記載・削除・変更を希望される方は、事前に当支部へご連絡ください。

① 消防設備士免状交付申請書

「免状交付申請書」は、「試験結果通知書」と一連になっていますので切り離さないでください。
免状交付申請書に、申請日、受験者の氏名、日中連絡がとれる電話番号を記入し、申請手数料として大分県収入証紙で2,900円分を重ならないように申請書裏面の手数料欄にしっかりとり付けしてください。(複数種類に合格された方の手数料は、申請書ごとに2,900円必要です。)

※収入印紙ではありませんので注意してください。

※大分県収入証紙は、大分県各県振興局、県土木事務所、県内の各警察署内交通安全協会、運転免許センター、大分県職員生協(自治労会館1F)、大分県納付センター(大分県庁本館1F情報センター内)で販売しています。

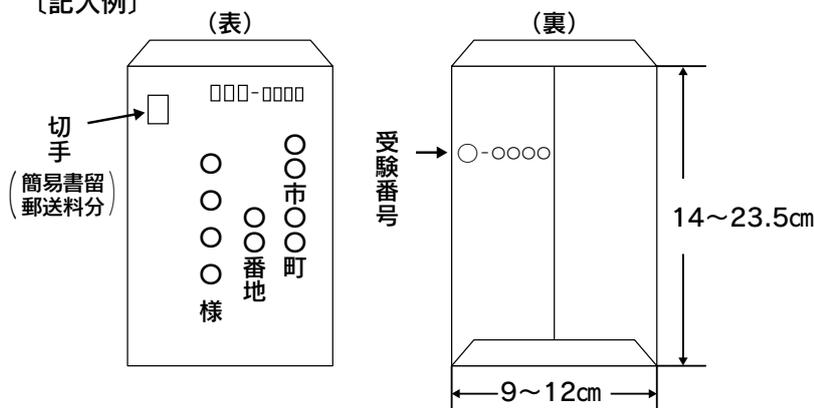
※他県在住者は、現金書留で現金を送付してください。

② 新規免状返送用封筒(複数種類に合格された方も1通でよい)

新しく作成した免状をあなたに送るための封筒です。

市販の定型封筒の表に申請者の住所(勤務先可)・氏名を記入し、簡易書留郵送料分の切手を重ならないように貼り、裏面の上部左側に受験番号を記入してください。(切手は、図柄部分の破れ・欠け・汚れのあるものは使用できません。)

[記入例]



[簡易書留郵送料] 令和6年10月1日現在

1~6名(枚)分	460円
7~13名(枚)分	530円
14~20名(枚)分	620円
21~35名(枚)分	670円
36~72名(枚)分	860円 <small>(この分は定形外封筒を 使用して下さい。)</small>

*免状の一括送付を希望される場合は、別途、同封者全員の受験番号と名前を記載した名簿を添付してください。

③ 既得の消防設備士免状

既に交付を受けている消防設備士免状は、必ず免状交付申請時に添付してください。

なお、消防設備士免状の再交付や本籍・氏名等の書換えの必要な方は、事前に当支部へご連絡ください。再交付や本籍・氏名等の書換えの手続が完了しないと免状の交付ができません。

(2) 申請期限

試験結果通知書に記載(期日を過ぎた申請は、免状の交付が遅れます。)

(3) 提出先(窓口持参・郵送どちらも可。)*窓口受付時間は平日9:00~17:00

一般財団法人 消防試験研究センター大分県支部

〒870-0034 大分市都町1丁目2-19 大分都町第一生命ビルディング5階

※受理されているかどうかの問い合わせには応じることができません。

2 免状の交付(提出していただいた封筒で送付します。)

新規免状の交付時期は、試験結果通知書で確認をしてください。

また、申請が受験日から6ヶ月を超えると、新たに6ヶ月以内に撮影した写真の再提出が必要です。

受験申請から合格後の免状交付までの流れ

電子申請

当センターホームページから電子申請
受付期間に注意してください。

試験手数料の払込
申請後3日以内に払い込んでください。クレジット・コンビニ・ペイジーなどが選べます。
※払込手数料が必要

受付完了メール受取り
携帯電話・フリーメールアドレスは不可

受験票印刷のためのメール受取り
試験日の10日前頃にメールを送信します。

受験票のダウンロード・印刷
受験者がパソコンにダウンロードし、プリンターで印刷してください。郵送はしません。

書面申請

受験願書・払込用紙・試験案内の入手
願書等は、当支部及び大分県内各消防署で配付
しています。

受験願書の記入・作成

試験手数料の払込
郵便局やゆうちょ銀行の窓口で払い込み(ATM不可)、「振替払込受付証明書(お客様用)」を願書B面に貼付 ※払込手数料が必要

受験願書の提出
郵送又は持参

受験票の受取り
試験日の10日前頃に発送します。

受験票への写真貼付
規定(縦4.5cm・横3.5cm)の写真を貼る。

試験
写真を貼った受験票がないと受験できません。

試験結果通知書の受取り
当支部から発送します。

合格者は免状交付申請
郵送又は持参

免状交付

【次に受験する方】
甲種を受験したときの受験票(控)や試験結果通知書は、甲種の受験資格証明に代えることができます。
また、電子申請の資料にもなりますので、大切に保管してください。